

議員提出議案第3号

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成21年3月12日

提出者 西 口 広 信

賛成者 矢 奥 憲 一

〃 中 谷 尚 敬

〃 谷 村 淳 子

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則

生駒市議会会議規則（昭和46年11月生駒市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第7章 議員の派遣（第166条）
第8章 補則（第167条・第168条）」 を

「第7章 協議又は調整を行うための場（第166条）
第8章 議員の派遣（第167条） に改める。
第9章 補則（第168条・第169条）」

第8章中第168条を第169条とし、第167条を第168条とし、同章を第9章とする。

第166条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、第7章中同条を第167条とし、同章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に
関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり
設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第166条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
全員協議会	議会運営委員会の決定に基づき、人事案件、決議・意見書案に加え、理事者からの申入れによる協議事項で議会運営委員会において全員協議会での協議が適当と決定された事項、理事者による専決処分の申入れ、今後の議会審議に係る報告事項、あるいは市の事務に直接関係のない連絡事項の報告を協議するため	全議員	議長
議案説明会 (議案等説明会)	議案等の説明を受けるため	全議員	議長
議会報編集委員会	議会報の発刊に関して、その編集に必要な事項を協議するため	議会報編集委員会委員	議会報編集委員会委員長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。